

(平成22年12月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

富山厚生年金 事案 667

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和52年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年8月31日から同年9月1日まで
昭和47年4月にB社に入社し、52年9月1日にA社からC社に異動した。
オンライン記録では、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いが、人事異動による転勤をただけなので、申立期間についても厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、B社から提出された従業員名簿及び同社からの回答により、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和52年9月1日にA社からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和52年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、関連資料が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和52年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行った

ものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）については＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

＜申立期間＞（別添一覧表参照）に支給された賞与に係る標準賞与額について、オンライン記録では、誤った標準賞与額が決定されている。

勤務先のA事業所では、本来の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除したとのことなので、当該期間の標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賞与明細チェックリストにより、申立人は、＜申立期間＞（別添一覧表参照）において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細チェックリストに記載された厚生年金保険料控除額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）を＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、総支給額から社会保険料及び所得税を控除した金額を賞与支払届に記載したとして、社会保険事務所（当時）に対し誤った標準賞与額を届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件 9 件（別添一覧表参照）

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
668	女		昭和29年生		平成15年12月17日	45万 1,000円
					平成16年12月16日	43万 8,000円
					平成18年12月16日	33万 3,000円
					平成19年12月15日	33万 1,000円
669	女		昭和30年生		平成15年12月17日	42万 2,000円
					平成16年12月16日	41万 5,000円
					平成18年12月16日	32万 円
					平成19年12月15日	31万 4,000円
670	女		昭和34年生		平成15年12月17日	42万 6,000円
					平成16年12月16日	41万 9,000円
					平成18年12月16日	32万 3,000円
					平成19年12月15日	31万 6,000円
671	女		昭和44年生		平成15年12月17日	40万 4,000円
					平成18年12月16日	30万 5,000円
					平成19年12月15日	30万 1,000円
672	女		昭和52年生		平成15年12月17日	30万 円
					平成16年12月16日	29万 6,000円
					平成18年12月16日	22万 9,000円
					平成19年12月15日	22万 7,000円
673	女		昭和51年生		平成15年12月17日	33万 2,000円
					平成16年12月16日	32万 7,000円
					平成18年12月16日	24万 8,000円
					平成19年12月15日	25万 5,000円
674	女		昭和30年生		平成16年12月16日	24万 9,000円
					平成18年12月16日	21万 4,000円
					平成19年12月15日	20万 9,000円
675	女		昭和56年生		平成18年12月16日	25万 円
					平成19年12月15日	26万 7,000円
676	女		昭和43年生		平成15年12月17日	40万 6,000円
					平成16年12月16日	29万 3,000円
					平成18年12月16日	22万 5,000円

富山厚生年金 事案 677

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 9 月から 33 年 3 月頃まで
昭和 30 年 9 月から 33 年 3 月頃まで A 社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険被保険者記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言により、勤務した期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社は既に廃業している上、当時の事業主も既に死亡しており、当時の事務担当者及び同僚からも、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて証言を得られない。

また、申立人が名前を覚えている同僚の中には、A 社における厚生年金保険被保険者記録を確認できない者が複数名みられる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名は無く、申立人が入社したとする前後の期間においては整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月31日から21年4月1日まで
昭和14年1月から21年3月までA社(現在は、B社)に勤務していたのに、厚生年金保険被保険者資格を20年8月31日で喪失している。

過去に作成した履歴書にも、A社を昭和21年3月に退職した旨の記載があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人の従業員名票には、「20.9.1 C事業所D工場」と記載されており、申立人が生前に書いた履歴書にも、閉鎖されたA社C事業所D工場の残務整理を昭和21年3月まで行っていた旨の記載があることから、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、B社は、上記の従業員名票以外に当時の資料が無いことから、申立人の申立期間の勤務実態については不明と回答しており、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先が判明した同僚二人も申立人のことを覚えておらず、申立期間における申立人の退職時期及び申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。